



コロナ禍が続いておりますが、現在、弊所も台湾特許庁も通常通り業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆様も時節柄、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。

TIPLO News

2022年5月号(J273)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 先進光電が久禾光電を特許権侵害で提訴、賠償金1億新台幣ドルを請求
- 02 「専利法一部条文改正案」及び「商標法一部条文改正案」第3稿を行政院の審査へ提出
- 03 CPTPPへの加入推進に合わせ、立法院は知的財産権三法案を可決
- 04 「大陸地区での投資又は技術提携に係る許可弁法」第5条及び第10条の改正を公布

台湾ハイテク産業情報

- 01 デンソー社と聯華電子(UMC)の日本子会社USJC、車載用パワー半導体生産で協業
- 02 Innoluxはメタバースの新時代を切り開き、大型のフローティング画像ディスプレイを独占的に発表

台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連
フェイスブックの写真が商標の使用に該当するかについては、そのレイアウト位置、表示方法及び全体数量に占める比率をもって考えることができる。

今月のトピックス

J220419X1

01 先進光電が久禾光電を特許権侵害で提訴、賠償金1億新台幣ドルを請求

光学レンズメーカーが再び訴訟を提起した。先進光電科技(股)有限公司 (Ability opto-Electronics Technology、以下「先進光電」)は2022年4月18日に知的財産及び商事裁判所に対して久禾光電(股)有限公司 (Powertip Image corp.、以下「久禾光電」)を相手取り特許権侵害訴訟を提起し、久禾光電が製造販売する薄型ノートパソコン向け光学レンズ(3枚構造及び4枚構造)各シリーズ商品が先進光電の特許権を侵害していると主張した。

先進光電によると、久禾光電が製造販売する薄型ノートパソコン向け光学レンズ(3枚構造及び4枚構造)各シリーズ商品は、先進光電が所有する光学画像取得システムに関する台湾第1572888号、第1561850号、第1546561号及び第1580996号特許権を侵害しているという。今回先進光電は、同じく薄型ノートパソコン向け光学レンズメーカーである久禾光電だけではなく、同社の王世岳董事長も訴えている。

先進光電は特許権侵害訴訟を提起して、侵害の停止、侵害に係る物品の廃棄等、及び1億新台幣ドルの連帯賠償(請求最低額を示したにすぎず、裁判所が損害賠償の調査を行った後に請求額を増額する計画)を請求している。また自社の知的財産権を保護し、株主全体の権益を守るため、すでに弁護士に訴訟を進めるよう委任しているという。(2022年4月)

J220425Y1

J220425Y2

02 「専利法一部条文改正案」及び「商標法一部条文改正案」第3稿を行政院の審査へ提出

知的財産局は「専利[※]と商標に係る二当事者対審制度及び救済階層の統合」の法改正を推進するため、2021年6月に「専利法一部条文改正案」及び「商標法一部条文改正案」第2稿を予告し、各界から提出された意見を慎重に検討して、その一部を改正案に取り入れた。その後司法院が「知的財産事件審理法」(以下「審理法」)の改正案を検討修正しているため、専利法及び商標法の改正案第3稿を合わせて調整して修正する必要があるため、2022年4月19日に行政院の審査へ提出した。(※訳注：ここでいう「専利」には特許、実用新案、意匠が含まれる)

専利法一部条文改正案(行政院提出版)は、改正条文が計76条、商標法一部条文改正案(行政院提出版)は、改正条文が計54条あり、第3稿は第2稿と比べると、調整の重点は以下の通り。

一、専利出願権(専利を受ける権利)及び専利権の帰属を争う民事救済に係る関連措置

1. 今回の改正で追加された「手続きの一時停止」は、真の権利者が民事救済を通じて権利の帰属に関する争議を解決するための臨時的な保全手続きと位置づけられているため、現行法の実務を斟酌した結果、「手続きの一時停止」を3ヵ月とし、期間満了後は、専利主務機関が手続きを続行しなければならないと定めた。よって改正後は専利出願

権（専利を受ける権利）及び専利権の帰属に関する争議について、当事者は民事保全手続きによる仮処分又は仮の地位を定める処分の申立ての証明書類を添付して、本局（知的財産局）に対してその審査、審議その他手続き等の権利異動に関わる手続きを一時停止するよう申請することができるが、当事者はなお裁判所から仮の地位を定める処分等の保全手続きを許可する決定を取得する必要がある。

2. また権利帰属に関する争議が明らかとなる前に、専利権が名義上の専利権者によって悪意をもって放棄されないようにするため、専利権者は該争議について裁判所の判決が確定する、調停が成立する又は仲裁手続きが完了する前に、専利権を放棄してはならない規定を追加する。

二、専利又は商標の複審訴訟及び争議訴訟における訴訟代理

専利事件又は商標事件の専門性と訴訟効率向上に基づき、今回の審理法（改正案）で民事訴訟関連事件については弁護士強制制度を採用しているのを参考にして、専利又は商標の複審訴訟の上訴審及び争議訴訟は強制制度を採用し、当事者及び参加人は弁護士又は弁理士に訴訟代理人としての訴訟追行を委任しなければならないと規定する。強制制度の訴訟上の救済、訴訟行為の効力及び報酬等の関連規定については、審理法において知的財産民事事件の関連規定を準用するよう規定する。

三、専利又は商標の争議訴訟に係る新証拠の規定

専利又は商標の争議訴訟の特殊性と訴訟効率向上をともに考慮して、司法院と協調した結果、争議訴訟における新証拠の提出に係る規定は、審理法で規定することとなった。（2022年4月）

J220415Y1

J220415Y2

J220415Y3

03 CPTPP への加入推進に合わせ、立法院は知的財産権三法案を可決

知的財産権関連の法律を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」の規定に適合させ、台湾が今後 CPTPP の加入交渉を行う際に有利になるよう、立法院は 2022 年 4 月 15 日に「著作権法」一部条文改正案、「商標法」一部条文改正案及び「専利法第 60 条の 1」改正案を可決した。

一、「著作権法」改正の重点は以下の通り：

- (一) 権利侵害が重大であるデジタル形式による違法な複製、（違法複製物と知りながらの）頒布及び（無断での）公衆送信は非親告罪（即ち公訴）とし、「他人が有償で提供する著作物（有償著作物）を侵害する」、「原作のまま複製する」、「権利者に 100 万新台湾ドル以上の損害をもたらす」を重大侵害の三要件と定める。
- (二) 光ディスクが衰退し、すでに主要な侵害行為を構成するものではなくなくなり、通常の罰則規定に戻すため、現行法における海賊版光ディスクの複製、頒布に対する刑加重の規定を削除するとともに、対応する没収(刑罰)、没収（行政罰）の規定を削除する。

二、「商標法」改正の重点は以下の通り：

- (一) 商標又は団体商標のラベル等を摸倣する行為に対する刑罰規定を追加し、摸倣したラベル、包装等を輸入する等の権利侵害を準備及び補

助する行為には刑罰を科すことで、商標権者の商品販売と利益獲得を増やし、商標保護を強化する。

- (二) 現行商標法において、侵害行為者が「明らかに知っていた」という民事、刑事責任構成の主観的要件を満たすことが求められるが、「明らかに知っていた」という要件を削除することで、民事の権利侵害責任の「故意又は過失」を（帰責）要件とする規定に戻す。刑事罰則は「故意」を要件とする。

三、「専利法」改正の重点は以下の通り：

- (一) 医薬品特許リンケージ制度は CPTPP の規定であり、後発医薬品の医薬品許可証申請が許可される（薬事承認）前に、後発医薬品が新薬の特許権と権利侵害の争議があるか否かについて、争議解決のシステムを確立する必要がある。薬事法においては 2019 年 8 月 20 日に「医薬品特許リンケージ」制度が施行されているため、これに合わせて専利法において新薬特許権者が後発医薬品メーカーを提訴できる依拠を明確に規定する必要がある。
- (二) 一方で後発医薬品の権益を守るため、新薬の特許権者が定められた期限までに権利侵害訴訟を提起しなかった場合、後発医薬品メーカーは特許権を侵害していないことを確認する訴訟を提起でき、これにより後発医薬品が発売された後に権利侵害で訴えられるリスクを回避できる。（2022 年 4 月）

J220422Y5

J220421Y5

04 「大陸地区での投資又は技術提携に係る許可弁法」第 5 条及び第 10 条の改正を公布

キーテクノロジーが（中国）大陸地区の人民に流失することを防ぐとともに、新興技術の発展を考慮して、経済部は 2022 年 4 月 21 日付けで「大陸地区での投資又は技術提携に係る許可弁法」第 5 条、第 10 条の改正を公布した。これにより技術提携の態様が拡大され、許可を得た投資について、株式譲渡によってキーテクノロジーが実質的に大陸資本に掌握されることを回避できるようにする。改正の重点は以下の通り。

- 一、技術提携の範囲をより明確とすることを目的とし、かつ商標権の譲渡又は使用許諾が現代社会において一般的な商業取引行為であることに基づき、本弁法第 5 条で規制する技術提携の性質とは異なるため、「商標権」を削除する。
- 二、昨今の新興技術の発展を俯瞰すると、人工知能やコンピュータープログラミングは著作権の範疇に入るため、「プログラムの著作権」の譲渡又は利用許諾を技術提携と定め、キーテクノロジー流出のリスクを回避する。
- 三、投資者が投資を申請した案件について、主務機関（経済部）が（関連部署と専門家）を招集して設置する「關鍵技術小組」（訳注：キーテクノロジー委員会）の審査を通過し、経済部投資審議委員会の許可を得たとき、その後大陸地区における投資事業に対する出資が譲渡されると、株式譲渡によって当該技術が実質的に大陸資本に運用される状況が生じる可能性があり、これは技術移転と同じであるため、本

弁法第 5 条第 2 項規定を追加し、これを技術提携の様態とみなして、事前に許可を申請しなければならないと規定し、またこれに合わせて本弁法第 10 条も改正している。(2022 年 4 月)

台湾ハイテク産業情報

J220426Y5

01 デンソー社と聯華電子 (UMC) の日本子会社 USJC、車載用パワー半導体生産で協業

世界で著名な自動車用電子機器部品メーカー・株式会社デンソー (DENSO) と聯華電子の日本子会社 USJC が自動車市場の高まるニーズを満たすために、2022 年 4 月 26 日に USJC の 12 インチウェハーによる車載用パワー半導体生産で協業することに合意したと共同発表した。

聯電は、USJC がウェハー工場に絶縁ゲート型バイポーラトランジスタ (IGBT, insulated gate bipolar transistor) 製造ラインの新設により、日本における IGBT 製造用の初の 12 インチウェハーファブになったと述べた。デンソー社が、IGBT デバイスと製造プロセス技術を提供する一方、USJC が 12 インチウェハーファブの生産能力を提供し、2023 年上半期に IGBT 製造プロセスによる 12 インチウェハーの量産を予定している。

デンソー社の有馬浩二 (Koji Arima) 社長は、「デンソー社が日本で 12 インチウェハーによる IGBT 量産を最初に開始するファブになることをうれしく思っている。自動運転と電動化をはじめとするモバイル技術の発展に伴い、半導体は自動車産業でますます重要になっている。今回の協業を通じて、我々も、パワー半導体の安定供給と自動車の電動化に貢献していきたい。」と述べた。(2022 年 4 月)

J220426Y5

J220425Y5

02 Innolux はメタバースの新時代を切り開き、大型のフローティング画像ディスプレイを独占的に発表

新しいライフスタイルが、メタバースの新時代を切り開き、マルチディスプレイアプリケーションのニーズを押し上げている。Touch Taiwan 2022 スマートディスプレイ展示会では、パネルメーカーの Innolux が、ナローフレームの超大型ビデオウォールで開幕し、同時に初公開の大型フローティングディスプレイ、フルレンジのハイエンド VR、ハイエンドゲームディスプレイ等を含む最新のメタバースマルチアプリケーション製品を発表した。

Innolux は、高さ 140 センチの世界初「大型フローティング画像ディスプレイ」を展示し、大型ディスプレイ基板の機能と特殊な光学設計を統合することで、映像を目の前でリアルに再現し、空間の制限を無くした。これは未来の市場における新しい形態の電子取引やスマート教育などの分野で応用できる。

メタバースのニューウェーブにより、イマーシブバーチャルエクスペリエンスが世界のテクノロジー企業に重視されている。Innolux はこのビジネスチャンスに目をつけ、「2.08 インチ軽量フラッグシップ VR」を含む 2.08~3.1 インチの全シリーズハイエンド VR を展示したが、独創的なディスプレイパネル

とシステムテクノロジーの統合により、ディスプレイも超軽量で持ち運びが容易になり、高コントラスト、高彩度、高リフレッシュレートで、イマーシブ画面も一層立体的でリアルになっている。

メタバースのビジネスチャンスの恩恵を受けて、世界のゲーミング市場のニーズは引き続き旺盛である。Innolux は、ノートパソコン、ディスプレイ、大型テレビ等さまざまなデバイスをカバーする一連のマルチサイズのゲーミングディスプレイパネルを開発した。最初の「18 インチ 360Hz ゲーミングノートパソコン」は、ナローフレームのデザイン、業界で最高のリフレッシュレート（360Hz）等の技術を搭載しており、画面の広い視野、絶妙なプレゼンテーション、滑らかさを兼ね備えている。また、Innolux は、ゲームエンターテインメントに初めて大型ディスプレイを導入した「65 インチ 240Hz ミニ LED ゲーミング TV」を展示したが、これは高リフレッシュレートと Mini LED ハイパーティション技術を採用しているので、プレイヤーが残像のないスムーズなゲームを楽しむことができる。（2022 年 4 月）

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I フェイスブックの写真が商標の使用に該当するかについては、そのレイアウト位置、表示方法及び全体数量に占める比率をもって考えることができる。

II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所民事判決

【裁判番号】110 年度民商上易字第 1 号

【裁判期日】2021 年 7 月 29 日

【裁判事由】商標権侵害に関する財産権紛争

控 訴 人 林孟伶

控 訴 人 妍雅緻国際商貿有限公司

法定代理人 張軒銘

被控訴人 林渤洲

上記当事者間の商標権侵害に関する財産権紛争等事件につき、控訴人が 2020 年 12 月 22 日付本裁判所による 108 年度民商訴字第 54 号第一審判決に対して控訴を提起した。本裁判所は、2021 年 7 月 8 日に口頭弁論を終結し、次のとおり判決する。

主文

控訴を棄却する。

第二審訴訟費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

一、控訴人主張：

控訴人である妍雅緻公司はもとより登録商標第 01820259 号「H」設計図（以下係争商標という。付図一に示す通り）の商標権者であり、医療、病院、治療サービス、クリニック、形成外科、植毛、医療支援、介護、医療相談等役務に使用指定していた。その後、2018 年 5 月 1 日に控訴人林孟伶と商標出願権譲渡同意及び売買契約書を締結し、係争商標を林孟伶に譲渡したことについて、經濟部知的財産局も 2019 年 4 月 16 日に係争商標が既に林孟伶に譲渡されたと公告した。係争商標は、現在〇〇美容医療クリニック（医美整形診所）（以下〇〇クリニックという。〇〇クリニックは双方の提携関係を終了した後、台北〇〇糖果整形外科医美診所に名称変更した）が運営及び販売促進のためにこれを使用している。妍雅緻公司は 2016 年 10 月 31 日に被控訴人と「医美診所経営提携契約書」（以下係争契約という）を締結し、妍雅緻公司が〇〇クリニックの運営と管理を担当し、被控訴人の名義をもって、対外的に〇〇クリニックを代表し、対内的にも実際に院長として、医師の業務を遂行すると約定した。その後、妍雅緻公司は 2017 年 8 月 7 日付内容証明郵便をもって、林渤洲との係争契約を解約した。林渤洲が内容証明郵便を受け取った後、つまり同年 9 日に、弁護士に依頼して、係争契約の解約に同意するという書簡を送付したため、係争契約第 13 条の規定に基づけば、林渤洲に〇〇クリニックに関する如何なる財産（係争商標を含む）等を使用する権利もないことは明らかである。しかし、被控訴人は林孟伶又は妍雅緻公司の同意や許諾を得ずに、その開設している「花様-林渤洲医師」フェイスブックのファンページ（以下係争ファンページという）で係争商標を使用した。そして控訴人は 2017 年 10 月 5 日に公証人に依頼し、被控訴人が確かに係争商標をそのフェイスブックのページカバーに使用していることについて事実実験公証を行ったほか、2017 年 12 月 4 日及び 2019 年 7 月 4 日に再度公証人に事実実験公証を依頼した際には、そのファンページに、2017 年 5 月 21 日、2 月 17 日、2 月 5 日に係争商標の写真等があったので、関連消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあり、林孟伶の商標権を侵害する故意があった。

二、被控訴人の答弁：

- (一) 双方による係争提携協議の解約については、2017 年 11 月 30 日に協議書を締結して始めて解約の効力が生じた。
- (二) 被控訴人に係争商標をもって販売する目的がないので、商標の使用要件に合致しないことは当然である。
- (三) 控訴人は、被控訴人が係争商標を使用したため、関連消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあると証明しなければならない。
- (四) 控訴人は実際に損害を受けたことを挙証して証明せず、損害賠償の金額も開示していないので、その請求は棄却されるべきである。

三、心証を得た理由：

- (一) 妍雅緻公司与被控訴人の係争契約の解約時点は何時か？
双方が、2017 年 11 月 30 日になって始めて協議書を締結し、係争契約による紛争をスムーズに解決したため、係争契約は 2017 年 11 月 30 日になって、始めて解約の効力が生じたと認定すべきである。
- (二) 被控訴人のフェイスブックファンページにある係争商標は商標の使用を構成するか？関連消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるか？

1. 2017年10月5日付事実実験公正証書から分かるように、被控訴人によるフェイスブックファンページカバーの中央に係争商標図案（アルファベット「H」をベースに、円柱体鳥瞰図と類似する図案をデザインした）を表示し、下方に「NICE CLINIC」英文字、左側に「花様林 渤洲医師」と記載し、投稿にも消費者の手術前、手術後の比較写真、美容医療の紹介があり、一般の消費者に、係争商標図案が美容医療のサービス等役務を表彰する標識として認識させるので、当然商標の使用に該当する。しかし、係争契約が2017年11月30日に解約の効力が生じたことは前述の通りであり、前記ウェブページは、係争契約の存続期間内であったので、被控訴人が〇〇クリニックの院長、医師として、係争商標を使用する権利があったことは言うまでもない。
2. 2017年12月4日、2019年7月4日付事実実験公正証書から分かるように、被控訴人が既にフェイスブックページカバーの写真を外国女性の顔写真に変更し、右側に中国語文字の「医学美容-找回您美麗的歲月」（美容医療-あなたの美しさを取り戻す）、ページの左側に「花様-林渤洲医師」と記載して、数多くの「全ての写真」の中で、係争商標図案及び下方の「NICE CLINIC」英文字またはQR code と結合した写真（名刺に類似の方法）（アップロード期日はそれぞれ2017年2月5日、2017年2月17日、2017年5月21日であり、そのうちの2017年5月21日の写真が重複している）は三枚だけである。また、被控訴人のフェイスブックファンページに写真が合計279枚あり、係争商標の写真はその約百分の一を占めるだけであるので、数量から見れば、当該写真を販売の目的としているとは認定し難い。更に前記ファンページの表示方法は、2017年10月5日に係争商標図案をカバー中央の目立つ位置に表示した方法と異なるので、商標が商品又は役務の出所を識別するものとして、他人が提供する商品又は役務の出所と区別する標識であることを酌量し、もし一つの図案を自己の商標として使用する場合は、関連消費者に一目で当該図案を商標の使用として理解させるために、フェイスブックトップページ又は目立つ箇所にこれを表示すべきである。しかし、原証8、9のフェイスブックファンページにおいて、係争商標のある写真は全ての写真の中に散在しているので、関連消費者も被控訴人のフェイスブックファンページを見たとき、係争商標図案のある写真は、単に被控訴人が〇〇クリニックに勤めた職歴を示す資料であると思い、被控訴人による美容医療サービス提供を表彰する標識だとは思わない。よって、本裁判所は、被控訴人が2017年12月4日、2019年7月4日のフェイスブックファンページにある全ての写真のうち、3枚の写真に係争商標図案があっても、一般の社会通念及び市場取引状況に基づき、それが商標の使用行為に該当するものではないと認定する。

四、前記を総合すると、被控訴人に係争商標権侵害の行為がないので、控訴人が、商標法第68条第1号、第2号、第69条第3項、第71条第1項第1号、第2号、第4号、民事訴訟法第222条第2項の規定により、被控訴人から林孟伶に100万台湾ドル及び法定の遅延利息を支払うべきと申立てた主位的請求、被控訴人から林孟伶、妍雅緻会社にそれぞれ15万、85万

台湾ドル及び法定遅延利息を支払うべきと申立てた予備的請求には理由がないので、原審で控訴人の訴え及び仮執行の申立を棄却したことは法に合致しないものではない。控訴の趣旨で、原判決が不適切だと指摘し、これを破棄し改めて判決するよう求めたことには理由がないので、棄却しなければならない。

2021年7月29日
知的財産第二法廷
審判長裁判官 汪漢卿
裁判官 曾啓謀
裁判官 彭洪英

付図一（係争商標）



登録番号：01820259
登録公告日：2017/01/16
専用期限：2027/01/15
商標権者：林孟伶
出願日：2016/02/01
登録日：2017/01/16
商品類別第44区分
商品または役務名称：医療、病院、治療サービス、クリニック、形成外科、植毛、医療支援、介護、医療相談。

Attorneys-at-Law

TIPLO 台湾國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所：
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所：
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所
© 2022 TIPLO, All Rights Reserved.